

天下みゆき議員による監査委員選任についての反対討論

2023年12月12日宮城県議会本会議

天下みゆきです。日本共産党宮城県会議員団を代表して、第177号議案「監査委員の選任について」、反対の立場から討論します。

最初にまず、宮城県における監査委員制度について、私どもの考え方を述べたいと思います。

日本共産党県議団は、かねてより監査委員4人のうちの2人を議会選出としてきた現行制度を改めて、1人にすべきと主張し、2人提案に反対してきました。これは本県が食糧費・カラ出張問題を通じて、議会改革検討委員会の多数意見として、「1人にすべき」と平成8年の報告書に明記され、わが党は議会の総意に忠実であるべきとの立場から、議選の2人制に反対してきました。これは当時の自民党県民会議の代表質問などでも1人制という弾力的対応が提案され、知事答弁でも議会の意見を十分尊重するとされています。

しかしその後、平成25年次の議会改革推進会議の報告書において、議選監査委員の「1人制」は少数意見とされ、「現行どおり2名を選任することが妥当」とされ、それが固定化され今日に至っていません。

私どもとしても、議会選出監査委員のあり方について、この間に議論を重ねてきました。その問題点としては、議員としての執行部を監視する立場と、執行部の一員である特別職の監査委員となり、監査する立場になることに矛盾はないか、議員報酬に加え監査委員としての報酬をもらうことに問題はないか、さらに監査委員経験者の議長が自らの政務活動費の支出について問題点を指摘され、辞任に至った経過など議選監査委員のあり方をめぐり、県民からの厳しい意見もありました。一方、議選監査委員が立派に職務を果たしている実例もあり、その役割を否定すべきではないこと。したがって、2人制は駄目だが1人制なら良いという議論にも問題があり、最近の私どもの討論では議選が2人だから駄目という態度はとらず、もっぱら監

査委員制度の充実強化をはかるための県議会としての主体的関わりが必要であることを訴えてきました。

それは2017年の地方自治法の改正により、自治体裁量で議選監査委員の定数を「ゼロから2人まで」選べるように選択制となり、抜本的な監査制度の充実・強化が求められてきたという事情もありました。

私ども日本共産党県議団としては、これまでに本県独自の特殊事情もいろいろありまして、反対の態度をとってきましたが、この際、議選のあり方や監査委員制度全体の活性化に向けた新たな探求こそが必要であると考えます。したがって、従来意見にとらわれず、日本共産党県議団としては、現行制度の改革・発展を願う立場から、当面は議選の2人制を認め、提案された議選監査委員候補の人選によほどの問題がない限り、賛成することにしたいというのが私ども日本共産党県議団の基本的な考えです。

しかるに今回提案された名簿を見ると、お一人の方は政府が今般東京地裁に解散命令を請求した旧統一協会との接点が指摘されてきた方で、2017年6月には、統一協会が推進する日韓海底トンネルの試掘現場を政務活動費を使い視察している事実があります。党県議団は昨年12月に「統一協会が推進する日韓トンネルを視察した政務活動費の返還を求める申し入れ」を行っています。現在、仙台市民オンブズマンと司法の場で、その返還訴訟が争われている経過もあります。そういう方が監査委員として、公正厳格・適正な監査が行えるのか疑問が残り、今回の提案には同意できません。

以上で討論を終わります。ご静聴ありがとうございます。